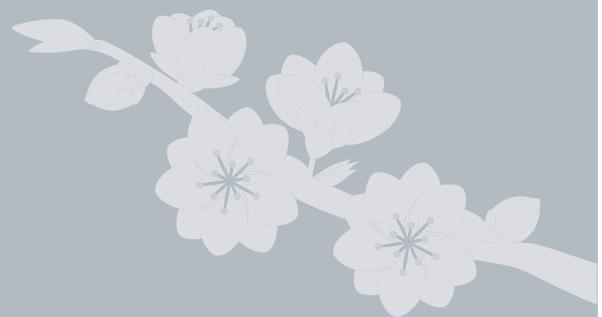


# 第6次 八潮市総合計画

参 考 資 料







## 1 総合計画策定の趣旨

本市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「第5次八潮市総合計画」において、「共生・協働」と「安全・安心」をまちづくりの基本理念とし、目指すべき将来都市像である「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現に向け、計画的に行政運営を推進している。

この間、少子高齢化、人口減少のさらなる進行をはじめ、自然災害の頻発化・激甚化、国際情勢の変化に伴う物価高騰など、社会経済環境は激しく変化している。

そのような中、本市においては、将来的な人口減少や大規模な自然災害への対策をはじめとして、公共施設の改修や道水路、排水施設等の保全など様々な課題に適切に対応するとともに、デジタル・トランスフォーメーション(DX)及びSDGsの推進、カーボンニュートラル及びダイバーシティの実現などを意識したうえで、多様化する行政ニーズへの確かつ効率的に対応していくことが必要となる。

このようなことから、今後も総合的かつ計画的な行政運営を図るため、現行の第5次八潮市総合計画の成果を検証したうえで、第6次八潮市総合計画を策定するものである。

なお、計画の策定にあたり、「第6次八潮市総合計画策定基本方針」を定めることとし、当該策定方針は、計画策定の検討を進める中で、必要に応じて見直すことができるものとする。

## 2 総合計画の方向性

第6次八潮市総合計画は、次の3つを基本的な方向性とする。

### 市民参画による計画

将来を見据えたまちづくりの方向性について、計画の策定における検討の段階に応じて様々な市民参加の手法を用いることで、市民をはじめとする多様な主体の意見等を的確に反映した計画とする。

### 市民にわかりやすい計画

目指すべき将来都市像や取り組む施策等について、市民にとってわかりやすい計画とするため、平易で簡潔な内容の計画とする。

### 実効性の高い計画

実効性が高く、実現可能な計画とするために、施策ごとの取組内容を明確化するとともに、適切な指標及び数値目標を設定し、進行管理や評価が的確にできる計画とする。

## 3 総合計画策定のポイント

将来都市像の実現を図るため、次の5つのポイントを踏まえ、計画づくりを行うこととする。

### 第5次八潮市総合計画の検証

現行計画の達成状況等を把握し、施策の進捗状況や課題、社会情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、今後取り組むべき課題や解決に向けた手段を明らかにし、施策の実現性や実効性を確保した計画づくりを行う。

### デジタルの力を活用した地域の課題解決・魅力向上等の推進

総合計画に定める施策の方向性と整合を図りながら、重要課題であるデジタルの力を活用した地域の課題解決・魅力向上等に取り組むため、総合戦略を総合計画に包含して計画づくりを行う。

## 「SDGs（持続可能な開発目標）」の推進

地球上の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標であるSDGsの達成に寄与するため、その理念や目標を踏まえた計画づくりを行う。



### カーボンニュートラルの実現

「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」とするカーボンニュートラルの政府の方針が示されていることや、埼玉県東南部地域5市1町において「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行ったことを踏まえ、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けた計画づくりを行う。

### ダイバーシティ社会の実現

年齢や性別、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などといった様々な属性に配慮しながら、違いを受け入れ、わかり合って、互いに活かし合うことができる「多様性」のある社会の実現に向けた計画づくりを行う。

参考資料

## 4 総合計画の体系・計画期間

第6次八潮市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の三層構造とし、総合戦略を包含するものとする。

**(1) 基本構想(10年)**

本市の「将来都市像」及び「分野別将来目標」を示す。

**(2) 基本計画(前期5年・後期5年)**

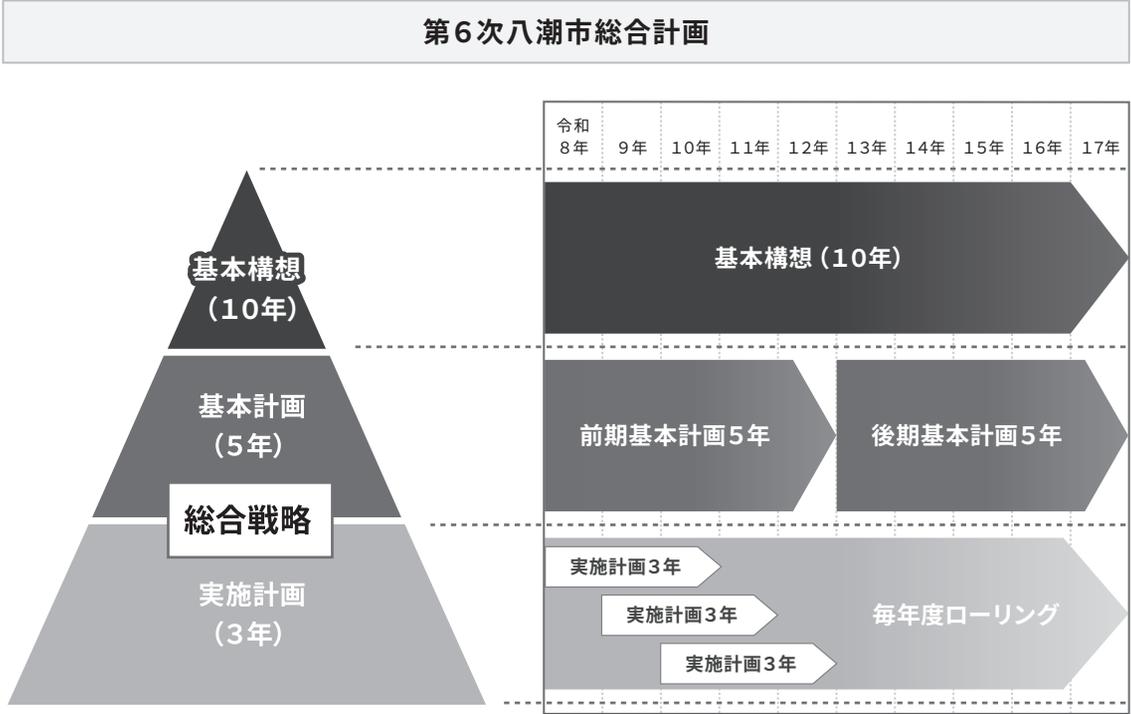
基本構想に掲げる「将来都市像」を達成するため、「分野別将来目標」に基づいた主要施策の内容を示すものとし、「現状と課題」、「基本目標」、「施策の展開」、「成果指標」で構成する。

**(3) 実施計画(3年)**

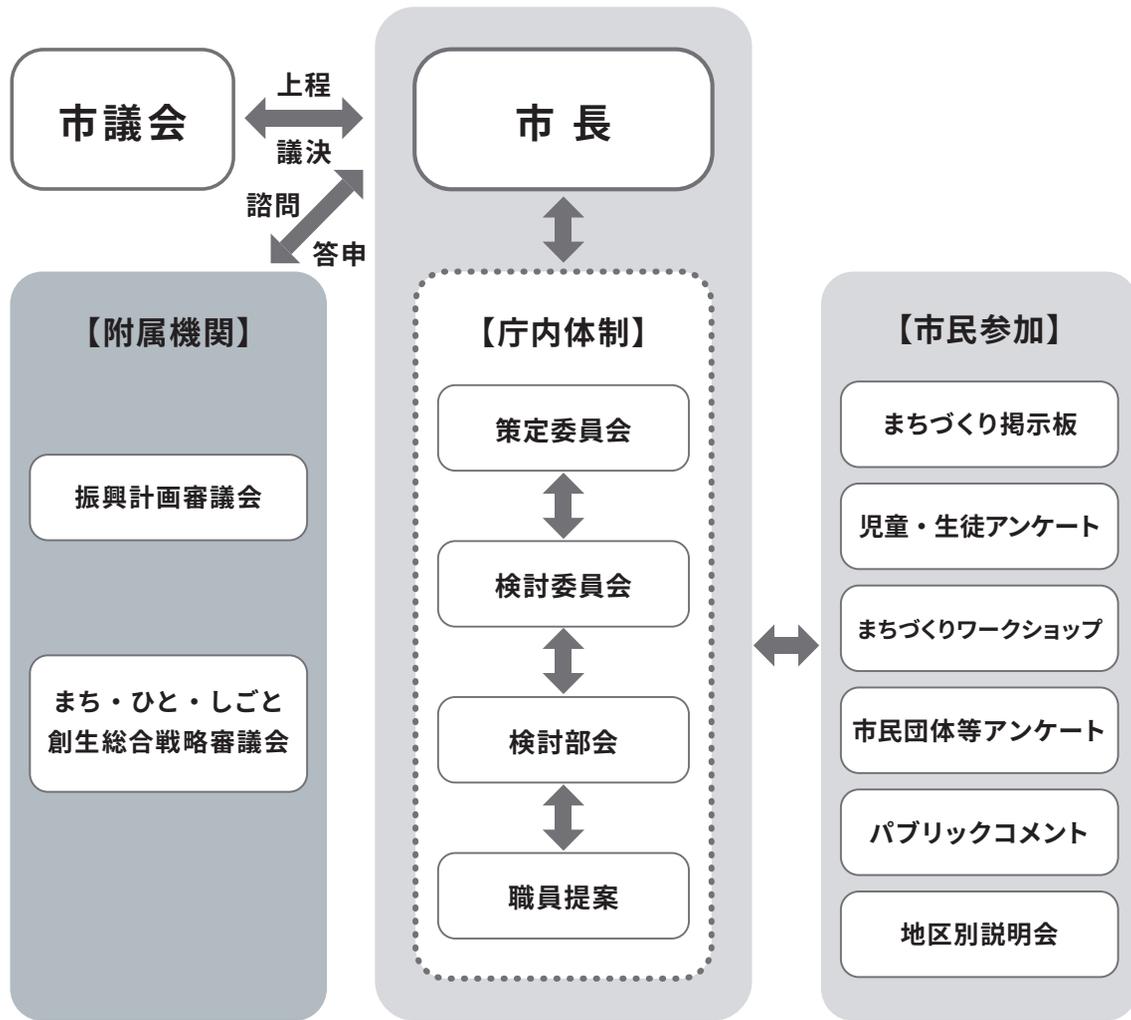
基本計画に示した施策を実現させるための具体的な事業を示す。  
計画期間は3年とし、ローリング方式により毎年度見直しを行う。

**(4) 第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略**

総合計画の基本計画及び実施計画に包含して定め、基本計画に基本目標を、実施計画に将来の人口減少を見据えた各種施策・事業を示す。



## 5 策定体制



## 6 市民参加

### 八潮市振興計画審議会及び八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会への諮問・答申

八潮市附属機関設置条例(昭和47年条例第15号)別表の規定により、第6次八潮市総合計画については八潮市振興計画審議会へ、また、第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略については八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会へ諮問し、答申を得る。

### まちづくり掲示板の設置

想い描く未来の八潮について、幅広く意見を抽出するため、市内公共施設にまちづくりに関する掲示板(模造紙)を設置する。

### 児童・生徒アンケートの実施

想い描く未来の八潮について、幅広い世代の意見を抽出する取組の一環として、市内小・中・高校にまちづくりに関するアンケートを実施する。

### まちづくりワークショップの開催

想い描く未来の八潮を題材として、市民等によるワークショップを開催する。

参加者については、

- ①町会自治会連合会の代表者、②女性人材リストからの選出、
- ③八潮高校・八潮南高校の生徒、④八潮市若手職員、⑤公募

とし、市内各地区の意向や女性の視点、若者の視点を活かした意見をいただく。

### 市民団体等アンケートの実施

総合計画の素案作成に際し、NPOやボランティア団体等の各種団体の意向を把握するため、アンケート調査を実施する。

### パブリックコメントの実施

総合計画案に対する意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施する。

### 地区別説明会の開催

総合計画案を直接説明し、意見の提案を受けるため、市民向け説明会を開催する。

## 7 庁内体制

### 策定委員会

委員は、副市長、教育長及び部長級職員とし、各分野の総合調整を図り、計画のあり方や施策の方向性などの重要事項について審議する。

### 検討委員会

委員は、副部長等政策調整会議構成員とし、計画素案や施策検討を行うとともに、検討部会における全体の調整を行う。

### 検討部会

部会員は、課長級職員、副課長級職員及び係長級職員とし、第5次八潮市総合計画における各種施策の達成度を評価するとともに、現状分析や課題の整理、計画素案の作成等を行う。

### 職員提案

各職員が担当分野以外の施策プラン等も提案できるよう、事務局は職員からの意見・提案を募集する提案制度を構築する。



## 第 2 章

# 第3期八潮市まち・ひと・しごと 創生総合戦略策定基本方針

### 1 趣旨

本市は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする「第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、総合計画に統合して策定し、将来の人口減少社会を見据えた各種事業を推進しているところである。

そのような中、国は、令和4年12月に、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向けて、国の総合戦略を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和5年度～令和9年度)に変更し、令和5年4月にスタートさせた。

本市においても、国の総合戦略等を勘案し、引き続き将来の人口減少社会を見据え、人口増や人口流出抑制につながる各種事業の推進を図っていく必要があることから、「第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものである。

なお、総合戦略の策定にあたり、「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定基本方針」を定めるものとし、当該策定方針は、計画策定の検討を進める中で、必要に応じて見直すことができるものとする。

### 2 総合戦略の名称

名称は、「第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とする。

### 3 第3期八潮市総合戦略策定の方向性

総合戦略と総合計画は密接に関連していることや、引き続き人口増や人口流出抑制につながる対応が求められることから、国及び県の総合戦略との整合を図りながら、第6次八潮市総合計画に包含して定めるものとする。これにより、効率的かつ効果的な計画とし、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていく。

### 4 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

## 5 基本目標

人口増や人口流出抑制につながる取組は切れ目なく推進していく必要があるため、現総合戦略で掲げている基本目標を踏まえつつ、国及び県の総合戦略の基本目標を勘案して定めることとする。

また、国の総合戦略では、デジタルの力を活用した地域の課題解決・魅力向上等が追加されたことも考慮し、策定することとする。

## 6 施策及び事業

総合戦略と総合計画は密接に関連していることから、第3期総合戦略の施策は、総合計画に掲げられている施策とするとともに、第3期総合戦略において取り組む事業は、総合計画の実施計画に位置付ける事業とする。

なお、総合戦略に位置付ける施策及び事業については、特に人口増や人口流出抑制に資する効果的なものとする。

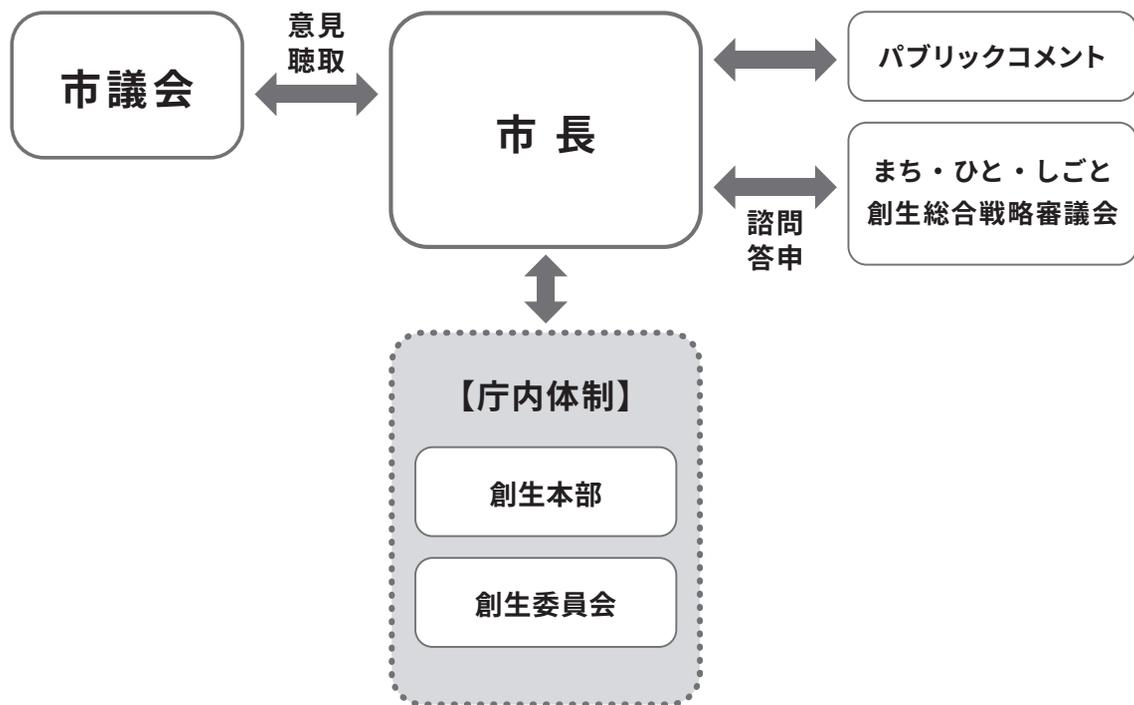
## 7 数値目標及び重要業績評価指標（KPI）

基本目標に掲げる数値目標は、定量的な数値を定め、KPIは総合計画の実施計画において各事業で定めた指標とする。

## 8 進行管理（効果検証）

「八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」及び「八潮市まち・ひと・しごと創生本部」において効果検証を行うものとする。

## 9 策定体制



### (1) 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則に基づき、有識者等を委員とし、第3期八潮市総合戦略について諮問し、答申を得る。

### (2) 八潮市まち・ひと・しごと創生本部

副市長を委員長、教育長及び部長級職員を委員とし、総合戦略の策定について審議する。

### (3) 八潮市まち・ひと・しごと創生委員会

企画財政部企画経営課を所管する副部長を委員長、副部長級職員を委員とし、総合戦略の原案作成等を行う。



## 第 3 章 関連例規

### 第 1 節 自治基本条例



平成22年12月17日  
条例第23号

#### 目次

前文
第1章 総則(第1条—第3条)
第2章 自治の基本理念と基本原則(第4条—第8条)
第3章 まちづくりの基本原則(第9条—第12条)
第4章 市民(第13条—第15条)
第5章 市議会(第16条・第17条)
第6章 行政(第18条—第20条)
第7章 行政運営の原則(第21条—第26条)
第8章 住民投票(第27条・第28条)
第9章 条例の検証及び見直し(第29条)
附則

私たちのまち八潮は、1500年にわたる悠久の歴史を刻んできた。

市域からは、古墳時代の土器片や平安時代の竪杵(たてぎね)が出土し、当時の人々の生活の痕跡をうかがうことができる。

また、河川に囲まれた八潮は、古くから川舟を使った水運が盛んで、室町時代の八條は、定期的に市が立つ交易の中心として栄えていた。

江戸時代の市域は、八條領に属し、八條村は越谷市や草加市の一部を含む35か村の社会、経済の中心であった。八潮の市域は20か村に分かれ、北部は幕府領、南部は旗本領として、江戸の重要な穀倉地帯として栄えてきた。

明治の大合併、その後の昭和の大合併において、八條、潮止、八幡の3村が1つとなり、八潮村として現在の市域の姿が形づくられるとともに、歴史と文化を受け継いできた。

その後、農業が産業の中心であった八潮は、昭和35年の工場誘致条例の施行、昭和40年代の草加・八潮工業団地の開発などにより、多くの工場などが集積し、県内有数の工業都市へと発展してきた。一方、土地区画整理事業の進展により

住宅都市としても発展を続け、さらに、平成17年のつくばエクスプレスの開通により、新たなまちへと変貌を遂げつつある。

また、八潮の歴史は、利水と治水の歴史でもあった。

私たちのまち八潮は、市域を囲むように流れる中川や綾瀬川などの河川、市域の中央を南北に流れる葛西用水、八條用水の恵みを受け、水と生活、文化が密接に関わりあって、発展してきた。

河川や用水がもたらす豊かな水は、様々な産業を育んできた。特に、浴衣の生地を染め上げる長板中型は、江戸時代からの古い歴史を有し、明治以降には形付屋や紺屋を専業とする家が多く見られた。この伝統工芸技術は現在へと引き継がれ、染色産業は八潮を代表する地場産業となっている。

一方、先人たちは自然災害に挑み、克服してきた。

江戸時代、綾瀬川は幕府により治水のための改修が進められ、柳之宮村から西袋村にかけて西へ折れ曲がっていたが、南北に直進され、さらに八條用水や葛西用水が造られ、豊かな耕作地へと生まれ変わった。また、現在の八潮市と三郷市境を流れていた中川は、大正時代の治水対策により、潮止村の大瀬、圀、古新田の3地区内を直進する改修が行われた。

これらの改修により、柳之宮村、西袋村は綾瀬川の両側に分かれることになり、また潮止村の大瀬、圀、古新田の3地区は中川の両側に分かれ、現在私たちが見る地形が形成された。

長い歴史が造り上げてきた八潮の地形は、水辺の織り成す景観に富み、現在も市民に親しまれている。

私たちは、今日の八潮が先人たちの長年の努力によって築かれ、形づくられたことを決して忘れてはならない。それは八潮の今日を語る上で、また未来を語る上で八潮の礎となるものである。

時あたかも、地方分権の進展により、地方公共団体には自主・自立の自治運営が求められている。そのために、私たち市民、市議会、行政は、日本国憲法で保障された地方自治の本旨に基づき、それぞれの役割を果たしながら互いに協働していくことで、魅力的なまちづくりを推進していかなければならない。

私たちは、先人たちのまちづくりに懸けた思いを胸に、豊かな自然を守り育てながら、活気ある都市として発展させていくため、安全・安心を確保し、さらに市民が互いにふれあい、喜びを分かち合える豊かな地域社会の実現を目指すものである。

私たちは、私たちのまち八潮に愛着と、八潮市民としての誇りを持ち、主体的にまちづくりに参画することを自治の基本理念とし、ここに自治の最高規範として八潮市自治基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市における自治の原理原則を定め、市民の権利及び責務並びに市議会及び行政の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働し、自治を実現することを目的とする。

### (最高規範)

第2条 この条例は、本市における自治に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の定める事項を遵守し、これに適合させなければならない。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは事業その他の活動を行う個人若しくは団体をいう。
- (2) 行政 市長及び行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 参画 政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与することをいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力することをいう。

## 第2章 自治の基本理念と基本原則

### (自治の基本理念)

第4条 市民は、自治の主体者として、市議会及び行政とともにまちづくりを推進するものとする。

### (参画の原則)

第5条 行政は、市民に対して参画の機会を保障することを原則とする。

### (協働の原則)

第6条 市民、市議会及び行政は、協働を基本としたまちづくりを原則とする。

### (情報共有の原則)

第7条 市民、市議会及び行政は、市政に関する情報(以下単に「情報」という。)を共有することを原則とする。

### (情報公開の原則)

第8条 市議会及び行政は、市民に対して情報を迅速かつ適切に公開することを原則とする。

### 第3章 まちづくりの基本原則

#### (子ども)

第9条 子どもは、未来の担い手として尊重されなければならない。

2 家庭、学校及び地域並びに市民、市議会、行政その他関係機関は、連携を図りながら協力し、子どもの健全な育成に努めるものとする。

#### (安全・安心)

第10条 市長は、市民が安全で安心して生活を営み、又は活動を行うことができるよう必要な体制及び設備を整備しなければならない。

#### (危機管理)

第11条 市長は、災害その他の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対し、迅速に対応することができるよう体制の整備を図るとともに、総合的かつ長期的な対策を講じなければならない。

#### (地球環境)

第12条 市民、市議会及び行政は、地球環境の保全及び改善が緊急の課題であることを認識し、人と自然とが共生できる持続可能な循環型社会の構築を目指し、積極的にこれを推進しなければならない。

### 第4章 市民

#### (市民の権利)

第13条 市民(団体を除く。)は、個人として尊重され、良好な環境の中で安全で安心して生活を営む権利を有する。2 家庭、学校及び地域並びに市民、市議会、行政その他関係機関は、連携を図りながら協力し、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 市民は、自治の主体者として、参画の権利を有する。

3 市民は、市議会及び行政の有する情報について、知る権利及び必要な説明を受ける権利を有する。

4 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。

#### (安全・安心)

第14条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、まちづくりに積極的に協力し、自治の推進に努めなければならない。

2 市民は、参画に当たっては、互いの立場や意見を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

#### (地域コミュニティ)

第15条 市民は、地域コミュニティ(町会、自治会その他のまちづくりに貢献する活動を行う団体をいう。以下同じ。)が自治の担い手であることを認識するとと

もに、これに参加し、協力するものとする。

- 2 市議会及び行政は、地域コミュニティを自治の担い手として位置付け、自主性及び自立性を尊重しつつ、その活動を支援するものとする。

## 第5章 市議会

### (市議会の役割と責務)

第16条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、市民の福祉の向上とまちづくりのために議会の権限を行使し、自治を推進しなければならない。

- 2 市議会は、市民に対し公正で透明性の高い開かれた議会運営に努めなければならない。

### (議員の責務)

第17条 議員は、市が直面する諸問題及び中長期的な課題を把握し、その解決のため、公正かつ誠実に活動しなければならない。

- 2 議員は、市民の意見を適正に市政に反映させるよう努めなければならない。

## 第6章 行政

### (市長の責務)

第18条 市長は、市民の信託にこたえ、自治の基本理念にのっとり、公正かつ誠実に市政を執行し、自治を推進しなければならない。

- 2 市長は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

### (行政委員会の責務)

第19条 行政委員会は、その権限と責任において公平かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 行政委員会は、効率的かつ効果的な事務の執行に努めなければならない。

### (市の職員の責務等)

第20条 市の職員は、自治の基本理念にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努め、創意工夫をもって職務を遂行しなければならない。

- 3 職員の任命権者は、それぞれの職員の人材育成を図るとともに適正に指揮監督しなければならない。

## 第7章 行政運営の原則

### (総合計画)

第21条 市は、自治の基本理念にのっとり、総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位計画をいう。以下同じ。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、総合計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

### (財政)

第22条 市長は、総合計画を踏まえ、中長期的に財政を見通し、計画的で健全な

財政運営に努めなければならない。

2 行政は、市が保有する財産を適正に管理し、効率的かつ効果的な運用に努めなければならない。

3 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(組織)

第23条 行政の組織は、市民にとって分かりやすく利用しやすいものでなければならない。

2 行政の組織は、社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に対応するため、必要に応じて見直すものとする。

(意見公募)

第24条 行政は、重要な政策の決定又は変更に当たっては、当該政策の案をあらかじめ公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 行政は、市民の意見を求めた場合は、提出された意見を十分に考慮するとともに、その結果及び理由を公表しなければならない。

(行政評価)

第25条 行政は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、市政全般にわたり行政内部及び外部による評価を行わなければならない。

2 市長は、評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市政に反映するよう努めなければならない。

(他の機関との連携協力)

第26条 行政は、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携を図りながら協力し、共通する課題に取り組まなければならない。

## 第8章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政に係る重要な事項について、住民の意思を反映するため住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(請求等)

第28条 本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、住民投票の実施を議題とし、これを議決したときは、市長に対してその実施を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

- 4 前項に規定するもののほか、市長は、自ら住民投票を実施することができる。
- 5 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

#### 第9章 条例の検証及び見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が社会情勢に適合したものかどうかを検証しなければならない。

2 市長は、前項の規定による検証に当たっては、市民を中心とした委員会を設置し、広く市民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、検証の結果を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

## 第2節

# 八潮市基本構想の策定等を 議会の議決すべき事件として定める条例



平成27年6月19日

条 例 第 2 2 号

市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画における基本構想の策定、変更又は廃止については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、八潮市議会の議決すべき事件として定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 4 章 附属機関

### 第 1 節 八潮市附属機関設置条例（抜粋）



昭和57年4月1日  
条例第15号

#### （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （設置）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

#### （委任）

第3条 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附属機関名	職務
八潮市振興計画審議会	総合振興計画の調整、その他、その実施に関する事項を調査審議する。
八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項を調査審議する。

## 第②節 八潮市振興計画審議会規則



最終改正 令和6年4月1日

昭和57年4月1日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例(昭和57年条例第15号)第3条の規定に基づき、八潮市振興計画審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 第③節 八潮市振興計画審議会 開催概要



回数	開催日	テーマ
第1回	令和6年10月 8日	・基礎調査について ・市民参加の取組について ・序論・基本構想の骨子案について
第2回	令和7年 1月 7日	・第6次八潮市総合計画(序論)素案 ・第6次八潮市総合計画(基本構想)素案 ・第6次八潮市総合計画(基本計画)原案
第3回	令和7年 3月26日	・第6次八潮市総合計画(序論・基本構想)素案 ・第6次八潮市総合計画(基本計画)素案
第4回	令和7年 5月22日～ 令和7年 6月 6日 (書面開催)	・第6次八潮市総合計画パブリックコメント案 について
第5回	令和7年10月14日	・第6次八潮市総合計画(素案)答申案について ・答申



## 第 5 章 第 6 次八潮市総合計画策定の庁内体制

### 第 1 節 第 6 次八潮市総合計画策定に関する委員会等設置要綱



#### 第 1 章 総則

##### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 6 次八潮市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)、第 6 次八潮市総合計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)及び第 6 次八潮市総合計画検討部会(以下「検討部会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 章 策定委員会

##### (所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 第 6 次八潮市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定方針の企画及び審議に関すること。
- (2) 総合計画の策定及び総合調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に係る重要事項に関すること。

2 策定委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

##### (組織)

第 3 条 策定委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 部長(相当職を含む。)、会計管理者、議会事務局長及び監査委員事務局長  
(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に策定委員長及び策定副委員長を置き、策定委員長は副市長を、策定副委員長は教育長をもって充てる。

2 策定委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 策定副委員長は、策定委員長を補佐し、策定委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第 5 条 策定委員会の会議は策定委員長が招集し、策定委員長はその議長となる。

##### (資料の提出要求)

第 6 条 策定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、

関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

### 第3章 検討委員会

#### (所掌事務)

第7条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画の原案を策定すること。
- (2) 第13条に規定する検討部会の総合調整及び横断的な懸案事項の処理に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の素案の策定に係る事項に関すること。

2 検討委員会は、前項各号に掲げる事項に関し策定委員会に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

#### (組織)

第8条 検討委員会は、次に掲げる者のうち、市長が指名する者をもって組織する。

- (1) 副部長(相当職を含む。)
- (2) その他市長が必要と認める者  
(委員長及び副委員長)

第9条 検討委員会に検討委員長及び検討副委員長を置き、検討委員長は企画財政部企画経営課を所管する副部長、検討副委員長は都市整備部都市計画課を所管する副部長をもって充てる。

2 検討委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 検討副委員長は、検討委員長を補佐し、検討委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第10条 検討委員会の会議は検討委員長が招集し、検討委員長はその議長となる。

#### (正副部会長会議)

第11条 検討委員長は、必要に応じて、第13条に規定する検討部会の部会長及び副部会長を構成員とする正副部会長会議を開催することができる。

2 正副部会長会議に関し必要な事項は、検討委員長が定める。

#### (資料の提出要求)

第12条 検討委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第4章 検討部会

### (所掌事務)

第13条 検討部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画を策定するために必要な調査及び検討に関すること。
- (2) 総合計画の素案を作成すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に係る事項に関すること。

### (組織)

第14条 検討部会の委員は、課長(相当職を含む。)、副課長(相当職を含む。)、係長(相当職を含む。)にある者をもって充てる。

### (部会長及び副部会長)

第15条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、課長(相当職を含む。)の中から、それぞれ市長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、検討部会の会務を総理し、検討部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (策定主任者)

第16条 前条に定める者のほか、部会に策定主任者を置き、部会に所属する副課長(相当職を含む。)及び係長(相当職を含む。)の中から部会長が指名する。

2 策定主任者は、その所属する部会の所掌する事務について調整する。

### (会議)

第17条 検討部会の会議は部会長が招集し、部会長はその議長となる。

### (担当者会議の設置)

第18条 部会長は、必要に応じて部会に担当者会議を置くことができる。

2 担当者会議に関し必要な事項は、部会長が定める。

### (資料の提出要求)

第19条 検討部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第5章 雑則

### (任期)

第20条 策定委員会、検討委員会及び検討部会の委員並びに策定主任者の任期は、総合計画の策定が完了する時まで又は委員若しくは策定主任者として指名された職にある期間とする。

### (庶務)

第21条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、企画財政部企画経営課において、検討部会の庶務は、市長が指定する課において処理する。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会、検討委員会及び検討部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ策定委員長、検討委員長及び部会長が定める。

附 則(令和5年11月29日市長決裁)

この要綱は、市長決裁の日から施行する。ただし、この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

## 第2節 委員名簿



### ○第6次八潮市総合計画策定委員会委員

役名	職名	氏名	前任者
委員長	副市長	前田 秀明	
副委員長	教育長	井上 正人	
委員	企画財政部長	柳澤 徹	香山 庸子
	企画財政部理事	菊池 俊充	柳澤 徹
	企画財政部理事	赤間 博貴	
	総務部長	荒浪 淳	鈴木 圭介
	健康福祉部長	遠藤 雅之	
	子ども家庭部長	宇田川 智	小林 健一
	生活安全部長	向 忠義	荒浪 淳
	市民活力推進部長	小林 健一	田口 周一
	建設部長	長嶋 雄二	金子 和広
	都市整備部長	浅古 哲男	山口 雅則、小倉 達也
	都市整備部理事	春山 大樹	
	会計管理者	田口 周一	井上 隆雄、熊倉 祐司
	水道部長	大山 孝一	大山 敏
	議会事務局長	中西 恵一	岡田 亨
	監査委員事務局長	奥村 桂子	中西 恵一
	教育部長	千葉 靖志	
教育部理事	猪原 誠一		

## ○第6次八潮市総合計画検討委員会委員

役名	職名	氏名	前任者
委員長	企画財政部副部長	峯 孝貴	菊池 俊充
副委員長	都市整備部副部長	佐久間 睦	山口 雅則
委員	企画財政部参事	馬場 光隆	
	企画財政部副部長	横山 道男	宇田川 智
	企画財政部企画経営課主幹	峯村 太郎	四宮 鉄平 (企画財政部政策担当主幹)
	総務部副部長	小林 淳一	長嶋 雄二
	健康福祉部副部長	萩野 範之	高橋いく枝
	健康福祉部副部長	関根 宏夫	
	健康福祉部参事	河合 景子	
	子ども家庭部副部長	平野 裕子	
	生活安全部副部長	内海 光章	向 忠義
	生活安全部副部長	神原 淳一	
	市民活力推進部副部長	瀧沢 昭仁	
	建設部副部長	武田 哲雄	
	建設部副部長	田口 昌央	
	都市整備部副部長	本間 尚樹	浅古 哲男
	会計課長	仁平 賀子	関根 宏夫
	水道部副部長	高橋 大祐	大山 孝一
	議会事務局副事務局長	鈴木 浩	
	監査委員事務局副事務局長	小林 勝己	奥村 桂子 (監査委員事務局参事)、 東 征司 (監査委員事務局主幹)
教育部副部長	倉林 昌也	小林 勝己、 井上 隆雄 (教育総務部副部長)	
教育部参事	高山 治		
教育部副部長	山内 修	高橋 大祐 (学校教育部副部長)	

## ○第6次八潮市総合計画検討部会委員

部会名	役名	職名	氏名
教育文化・ コミュニティ部会	部会長	教育部副部長兼学務課長	山内 修
	副部会長	企画財政部参事兼人権・男女共同参画課長	横山 道男
		市民協働推進課長	五十嵐 睦
	策定主任者	市民協働推進課やしお生涯学習館長	坪倉ゆかり
		教育総務課庶務係長兼学務課学務係主査	関根 郁也
	小中一貫教育指導課主任指導主事兼指導係長	田中 貴大	
健康福祉・ 子育て部会	部会長	健康福祉部副部長兼社会福祉課主幹	河合 景子
	副部会長	子ども家庭部副部長兼子育て支援課長	平野 裕子
		健康福祉部副部長兼健康増進課長	高橋いく枝
	策定主任者	社会福祉課福祉企画係長	岩佐 実佳
		健康増進課成人保健担当主査	小島 美幸
	子育て支援課副課長兼子育て支援係長	清水 敬太	
防災・防犯・消防・ 救急部会	部会長	危機管理防災課長	神原 淳一
	副部会長	交通防犯課長	菊名 善憲
	策定主任者	危機管理防災課危機管理担当主査	安彦 和徳
		交通防犯課交通担当・防犯担当主査	那須 広孝
	商工観光課消費・労政係長	伊藤 尚	
産業経済・ 観光部会	部会長	市民活力推進部副部長兼都市農業課長	瀧沢 昭仁
	副部会長	商工観光課長	小野寺宏幸
	策定主任者	商工観光課商工・企業立地係長	飯田 有香
		商工観光課観光推進係長	長野友理香
	都市農業課都市農業係主査	平野 麗子	
都市基盤・ 環境部会	部会長	都市整備部副部長兼都市計画課長	佐久間 睦
	副部会長	生活安全部副部長兼環境リサイクル課長	向 忠義
		建設部副部長兼下水道課長	田口 昌央
	策定主任者	環境リサイクル課副主幹兼 リサイクル推進係長	坂口 照夏
道路治水課副課長兼工務係長		平野 敏幸	
	都市計画課副課長兼都市計画係長	秋山 貴由	
新公共経営部会	部会長	企画財政部副部長兼 アセットマネジメント推進課長	宇田川 智
	副部会長	企画財政部副部長兼企画経営課長	菊池 俊充
		人事課長	小林 淳一
	策定主任者	企画経営課副主幹	池淵 浩一
		アセットマネジメント推進課副主幹	大杉 俊雄
	総務課副課長兼文書法制係長	藤井 隆彰	

## ○事務局

職名	氏名	前任者
企画財政部副部長兼企画経営課長	峯 孝貴	菊池 俊充
企画経営課副主幹	池淵 浩一	
企画経営課企画経営担当主査	青山 琴美	
企画経営課企画経営担当主任	池田 和矢	



## 第 6 章 第 3 期八潮市まち・ひと・しごと 創生総合戦略策定の庁内体制

### 第 1 節 八潮市まち・ひと・しごと創生本部等設置要綱

#### 第 1 章 総則

##### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、八潮市まち・ひと・しごと創生本部(以下「創生本部」という。)及び八潮市まち・ひと・しごと創生委員会(以下「創生委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 章 創生本部

##### (所掌事務)

第 2 条 創生本部は、次の事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定すること。
- (2) 総合戦略の実施状況の検証を定期的に行い、必要に応じて見直すこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に係る重要事項に関すること。

2 創生本部は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

##### (組織)

第 3 条 創生本部は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 部長(相当職を含む。)、会計管理者、議会事務局長及び監査委員事務局長  
(委員長及び副委員長)

第 4 条 創生本部に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。

2 委員長は、創生本部の会務を総理し、創生本部を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

##### (草加八潮消防組合に対する出席の要請)

第 5 条 委員長は、草加八潮消防組合と情報共有を図るため必要があると認めるときは、当該組合の職員に出席を要請することができる。

(会議)

第6条 創生本部の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(資料の提出要求)

第7条 創生本部の委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めることができる。

### 第3章 創生委員会

(所掌事務)

第8条 創生委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の原案を策定すること。
- (2) 総合戦略の実施状況の検証を定期的に行い、必要に応じて見直しの原案を策定すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に係る事項に関すること。

2 創生委員会は、前項各号に掲げる事項に関し創生本部に報告するものとし、必要に応じて意見を述べるることができる。

(組織)

第9条 創生委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 副部長(相当職を含む。又、部長及び相当職を兼ねるものを除く。)
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第10条 創生委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画財政部企画経営課を所管する副部長、副委員長は子ども家庭部子育て支援課を所管する副部長をもって充てる。

2 委員長は、創生委員会の会務を総理し、創生委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(草加八潮消防組合に対する出席の要請)

第11条 委員長は、草加八潮消防組合と情報共有を図るため必要があると認めるときは、当該組合の職員に出席を要請することができる。

(会議)

第12条 創生委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(資料の提出要求)

第13条 創生委員会の委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第4章 雑則

### (庶務)

第14条 創生本部及び創生委員会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

### (委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、創生本部及び創生委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 第2節 委員名簿



### ○八潮市まち・ひと・しごと創生本部委員

役名	職名	氏名	前任者
委員長	副市長	前田 秀明	
副委員長	教育長	井上 正人	
委員	企画財政部長	柳澤 徹	香山 庸子
	企画財政部理事	菊池 俊充	柳澤 徹
	企画財政部理事	赤間 博貴	
	総務部長	荒浪 淳	鈴木 圭介
	健康福祉部長	遠藤 雅之	
	子ども家庭部長	宇田川 智	小林 健一
	生活安全部長	向 忠義	荒浪 淳
	市民活力推進部長	小林 健一	田口 周一
	建設部長	長嶋 雄二	金子 和広
	都市整備部長	浅古 哲男	山口 雅則、小倉 達也
	都市整備部理事	春山 大樹	
	会計管理者	田口 周一	井上 隆雄、熊倉 祐司
	水道部長	大山 孝一	大山 敏
	議会事務局長	中西 恵一	岡田 亨
	監査委員事務局長	奥村 桂子	中西 恵一
教育部長	千葉 靖志		
教育部理事	猪原 誠一		

## ○八潮市まち・ひと・しごと創生委員会委員

役名	職名	氏名	前任者
委員長	企画財政部副部長	峯 孝貴	菊池 俊充
副委員長	都市整備部副部長	佐久間 睦	
委員	企画財政部参事	馬場 光隆	
	企画財政部副部長	横山 道男	宇田川 智
	企画財政部企画経営課主幹	峯村 太郎	
	総務部副部長	小林 淳一	長嶋 雄二
	健康福祉部副部長	萩野 範之	高橋いく枝
	健康福祉部副部長	関根 宏夫	
	健康福祉部参事	河合 景子	
	子ども家庭部副部長	平野 裕子	
	生活安全部副部長	内海 光章	向 忠義
	生活安全部副部長	神原 淳一	
	市民活力推進部副部長	瀧沢 昭仁	
	建設部副部長	武田 哲雄	
	建設部副部長	田口 昌央	
	都市整備部副部長	本間 尚樹	浅古 哲男
	会計課長	仁平 賀子	関根 宏夫
	水道部副部長	高橋 大祐	大山 孝一
	議会事務局副事務局長	鈴木 浩	
監査委員事務局副事務局長	小林 勝己	奥村 桂子 (監査委員事務局参事)	
教育部副部長	倉林 昌也	小林 勝己	
教育部参事	高山 治		
教育部副部長	山内 修	高橋 大祐 (学校教育部副部長)	

## ○事務局

職名	氏名	前任者
企画財政部副部長兼企画経営課長	峯 孝貴	菊池 俊充
企画経営課副主幹	池淵 浩一	
企画経営課企画経営担当主査	青山 琴美	
企画経営課企画経営担当主任	神山 杏奈	武内 由紀